

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年4月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300325 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400004 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和元年12月20日、令和2年5月20日及び同年12月10日は20万円、令和3年5月10日は30万円に訂正することが必要である。

令和元年12月20日、令和2年5月20日、同年12月10日及び令和3年5月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月20日、令和2年5月20日、同年12月10日及び令和3年5月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年12月20日
② 令和2年5月20日
③ 令和2年12月10日
④ 令和3年5月10日

A社から請求期間①から④までに係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①から③までは賞与の記録がなく、請求期間④は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された令和元年、令和2年及び令和3年分の賃金台帳（写）並びに源泉徴収簿（写）により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A社から、請求期間①から③までは標準賞与額20万円、請求期間④は標準賞与額30万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が

厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間①から④までにおいて同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業主（請求者）は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を提出しなければならないことを知らなかった旨陳述しているところ、現在、顧問契約を結んでいる社会保険労務士も、請求者は、賞与支払届を提出する必要があることを年金事務所から送付された「要提出届書等一覧」により指摘されるまで分かっていなかったと思われる旨陳述している上、事業所を管轄するB年金事務所は、請求期間当時のA社に厚生年金保険料の滞納はなかった旨回答していることから、請求者の請求期間①から④までに係る賞与については、意図的に届出が行われなかったものではないと考えられる。

以上のことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年12月20日、令和2年5月20日及び同年12月10日の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、令和3年5月10日の賞与については、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年12月5日受付）し、厚生年金保険料についてもそれぞれ納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年12月20日、令和2年5月20日、同年12月10日及び令和3年5月10日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。